令和7・8年度 工事等競争入札参加資格審査 申請の手引【業種入替第1回】

● 受付期間

令和7年7月1日(火)~令和7年7月11日(金)23:59まで

● 対象

埼玉県電子入札共同システムの令和7・8年度「建設工事」競争入札参加者名簿において、 申請する自治体に対して5業種登録がある事業所

● 申請方法

事業者申請ポータルにアクセスし、書類を添付・送信してください。

● 受付対象自治体

「●」のついている自治体が、今回の受付対象です。(今回は25自治体が実施します。)

埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市	羽生市
•				•						•	•	•		
鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市
	•					•						•	•	
八潮市	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町	滑川町
			•				•		•		•			
嵐山町	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀞町	小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町
		•		•		•	•			•	•	•	•	
宮代町	杉戸町	松伏町	越谷·松伏	水道企業団	戸田ボートし	ノース企業団	秩父広域市	町村圏組合	児玉郡市広域	市町村圏組合	埼玉西部	消防組合		
•														

● 問い合わせ先

申請内容に関すること(共同受付窓口)

電話 : 048-830-5771 (平日 8:30~17:15)

メールアドレス: a5770-10@pref.saitama.lg.jp

パソコン操作、システムに関すること(埼玉県電子入札へルプデスク)

電話 : 048-830-2263 (平日 8:30~17:00)

メールアドレス: a5770-07@pref.saitama.lg.jp

目 次

申請の流れ	1~3ページ
登録・入札参加までの流れ	4ページ
第1章 業種入替について	5ページ
第2章 申請要件について	6~8ページ
第3章 申請の受付について	9~11ページ
第4章 書類の提出方法について	12~19ページ
第5章 審査結果の確認方法について	20~24ページ
第6章 名簿登載後の注意事項について	25~27ページ
別表1 建設工事業種コード	28~33ページ
別表 2 業種入替第1回参加自治体問合せ先	3 4~3 6ページ
申請書提出前に確認してください	3 7ページ

= 別 冊 =

<別冊1> チェックリスト

<別冊2> 添付書類一覧

<別冊3> 申請書・添付書類 様式集

<別冊4> 申請書・添付書類 記入例及び記載要領

※ 別冊1~4は、この手引とは別の電子ファイルです。
別途ダウンロードして御覧ください。

申請の流れ

詳しくは12ページ

I 申請の準備・提出書類の準備

- 申請する自治体、登録する業種等を確認してください。
- ・ 「別冊 1 チェックリスト」、「別冊 2 添付書類一覧」を確認し、提出書類をそろえて ください。
- ・ 紙の書類は PDF 化又は画像データ化してください。

【提出書類】

- 申請地方公共団体申請書(様式A)
- 建設工事請負個別情報<業種入替用>(様式B)
- · 建設工事請負個別情報(様式C1)
- 経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- ・ 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書
- 建設業許可に係る申請書類の写し
 - * その他申請内容・申請自治体によって必要な書類があります。

詳しくは13ページ

Ⅱ 【事業者申請ポータル】事業者登録

- 事業者申請ポータルを初めて利用される方は、事業者登録をする必要があります。
- 既に事業者登録が済んでいる方は再度登録する必要はありません。

事業者申請ポータル ② ログイン ログイン ログインはこちらから 録化計画届出制度 最化計画届出制度 最化計画届出制度

【手順】

- ① 事業者申請ポータル (https://saitamapref.service-now.com/csm) にアクセス
- ② 事業者申請ポータルの「事業者登録」をクリック
- ③ 事業者情報と管理者情報を入力
 - * 登録後、メールアドレスは修正ができませんので、入力誤りに注意してください。
- ④ 管理者の連絡先メールアドレスに 「登録完了・パスワード設定」の案内メールが届く。
- ⑤ 案内に従ってパスワードを設定し、事業者登録終了。

Ⅲ 【事業者申請ポータル】書類の添付/送信

【手順】

- ⑥ 事業者申請ポータル (https://saitamapref.service-now.com/csm) にアクセス
- ⑦ 事業者申請ポータルの「競争入札参加資格申請」をクリックしてログイン
- ⑧ 「【工事】新規・追加・抹消・権限変更等」をクリック
- ⑨ 「申請種別」から「業種入替」を選択し、クリップボタンを押して、 準備した提出書類を添付する。
- ⑩ 右上の送信ボタンを押す。 * 送信は1回のみとなります。

【工事】新規・追加・抹消・権限変更等 添付書類提出フォーム

【工事】新規・追加・抹消・権限変更等

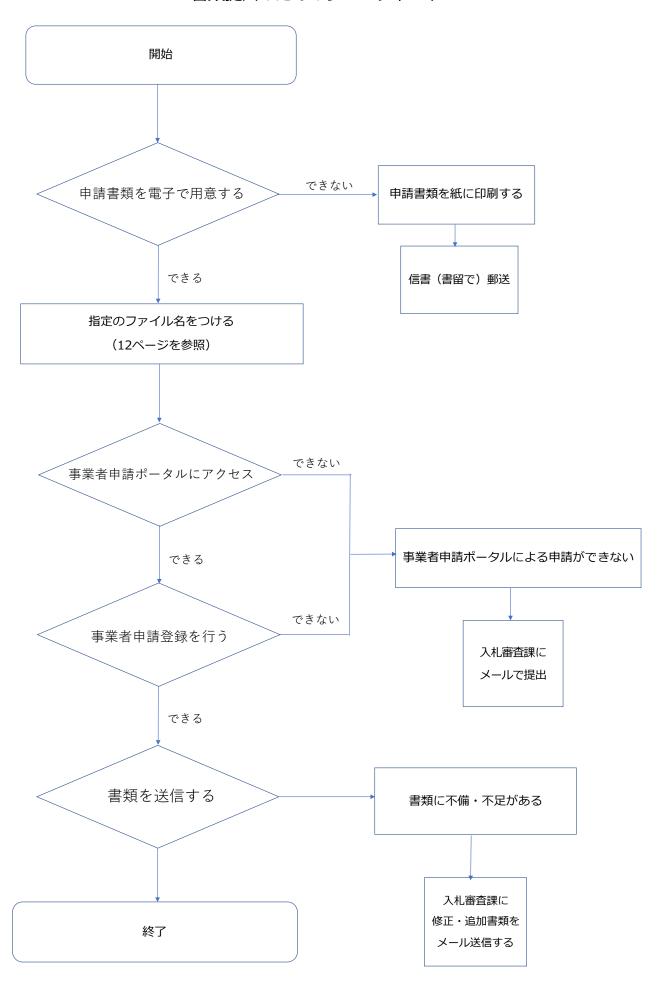
- ・「申請の手引」等の案内に従って、必要事項を入力し、添付ファイルを追加した上、送信してください。 (必ず定められた期間内に提出してください。期間外の提出は無効となります。)
- ・添付ファイルは、「添付書類名称一覧」のルールに従い、提出してください。 (「添付書類名称一覧」は、申請の手引等に記載しています。)





申請手続は終了となります

書類提出のためのフローチャート



登録・入札参加までの流れ

I 共同受付窓口及び各自治体で申請内容を審査・名簿への登録

・申請内容・提出書類に不備等がある場合は、申請事務担当者に御連絡します。

Ⅱ 審査結果の確認

- ・ 令和7年9月1日(月)以降に<u>競争入札参加資格申請受付システム</u>で登録内容を確認 できます。
- 「審査結果通知書」を印刷することができます。
 - ※ システムメンテナンスのため、日程が変更になることがあります。

Ⅲ 個別の入札に参加

- ・ 「入札情報公開システム」で入札希望案件を検索できます。
- ・ 「電子入札システム」から入札に参加します。

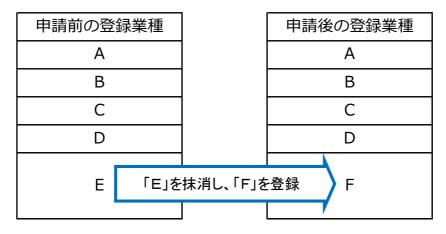
第1章 業種入替について

1 業種入替とは

業種入替とは、例えば、A·B·C·D·Eの5業種を登録している事業者が「E」を抹消することによって、新たに「F」の入札参加資格審査を受けることができるようにするものです。

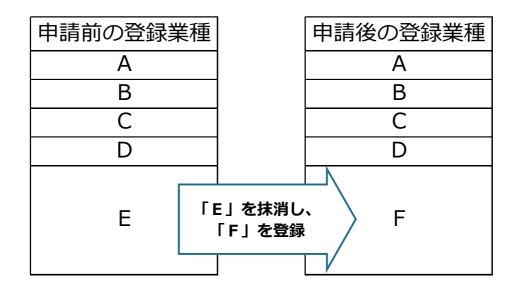
例) 埼玉県に5業種を登録している事業者が業種入替を申請する場合

(業種「E」を抹消し、業種「F」を登録する。)



2 申請に関する注意点

登録業種を入れ替える際、入替対象業種を「抹消」します。 その後、新しい業種が登録されるまで、約1か月かかります。



「E」を抹消した後、「F」の登録が有効となるまでの約1か月、「E」と「F」を入札参加要件とする入札に参加できません。

第2章 申請要件について

1 申請対象者について

業種入替を申請できる事業者は、次の2点を満たしている者です。

- (1) 申請する自治体に対して5業種申請している
- (2) 申請する事業所で申請する自治体の入札参加資格を得ている

2 申請できる業種について

自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。また、同一自治体内では、他の事業所で申請した業種を重ねて申請はできません。

3 入替後に登録できる業種について

入替後に登録できる業種は、申請日時点で次の2点を満たしている業種です。

- (1) 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること
 - ※ 代理人を置く事業所で申請する場合は、その事業所で許可を受けていること
- (2) 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(申請日現在において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの)の総合評定値の通知を受けていること
 - ※ 申請日現在で再審査による経営事項審査の総合評定値通知を受けている場合は、 再審査による通知のみ有効となります。
 - ※ 申請日現在で有効な通知書が複数ある場合は最新のものを提出してください。 なお、入れ替えることができる業種の数に制限は設けません。
 - ※ 建設業の許可、経営事項審査に関する問合せ先
 - ・埼玉県内のみに事業所がある場合

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話:048-830-5176

審査・指導監督担当 電話:048-830-5171

・2以上の都道府県に事業所がある場合

国土交通省 関東地方整備局 建政部建設産業第一課 電話:048-601-3151

4 受注希望工事に関する申請者の資格について

次に掲げる4業種の工事の受注希望工事を希望する場合は、「資格情報を証明する書類」欄に記載されている届出や資格等が必要です。申請する場合は、「資格情報を証明する書類」を 提出してください。この他の業種については、「資格情報を証明する書類」は不要です。

(1) 電気工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
総合電気設備工事		拟关点旧和市
発電変電設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する	都道府県知事
光电发电改佣工 学	法律に基づく電気工事業開始届等の	各産業保安監督部長
電気設備工事		1/2术队文皿目品及
(+ + + + + + - + + + + + + + + +	「届出受理通知書」等(※1)	経済産業大臣
信号設備工事		

※1 電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等に関する問合せ先

- 埼玉県内にのみ営業所がある場合 埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 電話:048-830-8435
- 加須市・久喜市・日高市、吉見町にのみ営業所があり新規に開始届を提出する場合 窓口が市になる場合がありますので直接該当市町の担当課にお問合せください。
- 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が全て1つの産業保安監督部の管轄内にある場合 経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話:048-600-0388 (代)
- 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が複数の産業保安監督部の管轄にある場合 経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話:03-3501-1742

(2) 管工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
	埼玉県知事に提出した「 特例浄化槽工事業者届出書」	
 浄化槽工事	(「表面」と「裏面」)(※2)	埼玉県知事
) 伊化恒工争 	(届出書の記載事項に変更がる場合はあわせて)	坷玉宗和尹
	「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」(※2)	

-----※ 2 「特例浄化槽工事業者届出書」等についての問合せ先

● 埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話:048-830-5176

注) 浄化槽工事を申請する場合は、**申請する事業所で届出をしている**必要があります。

(3) 電気通信工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
	電気通信事業法に基づく「 工事担任者資格者証(アナログ第	
	1種、AI第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、	
有線電気通信工事	AI第2種、総合種又はAI・DD総合種、総合通信)」の	
	資格者証	₩ ₹₩₩
	電気通信事業法に基づく「 工事担任者資格者証(デジタル第	総務大臣
一、万洛层现供工事	1種、DD第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、	
データ通信設備工事 	DD第2種、総合種又はAI・DD総合種、総合通信)」の	
	資格者証	

● 令和3年4月より資格の名称が変更になっております。詳しくは日本データ通信協会のHPを 御確認ください。

https://www.dekyo.or.jp/shiken/

(4) 消防施設工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	
泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	都道府県知事
火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	
避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	

第3章 申請の受付について

1 共同受付窓口への申請について

共同受付参加自治体への競争入札参加資格審査申請は、埼玉県総務部入札審査課に設置された共同受付窓口において受付し審査します。その後、各自治体が個別の審査を実施します。

(1) 申請の単位

「会社単位(個人事業者の場合は事業主)」ではなく、「事業所単位(本店・支店・営業所等)」で申請してください。

(2) 審査及び申請書類の流れ

- ア 全ての申請書類を、共同受付窓口(埼玉県入札審査課)へ提出してください。
- イ 提出された書類は、第1段階として共同受付窓口が審査します。
- ウ 第2段階として、各自治体が個別に審査を実施します。 (各自治体の個別の審査は、申請先自治体固有の基準により実施します。)

2 申請の対象とならない場合

既にシステムに登録されている事業所から、別の事業所へ登録の変更を希望される場合は 「事業所間の契約権限の変更(一部変更)」となり、書面による変更申請の手続となりま す。業種入替の対象とはなりません。

	令和7・8年度登録 (申請日現在)	申請の内容	申請内容の区分
	A事業所(支店)で『建設工事』	 B事業所(支店)へ「土木」	
例	A事業///(文冶/)で『建設工事』 の「土木、建築」に登録あり	ひ事業/川(文冶)/ 八十二/八] の登録を変更したい	申請できません

※「事業所間の契約権限の変更(一部変更)」については、<u>入札審査課のホームページ</u>で 確認してください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-syomen.html

3 申請に当たっての注意事項

(1) 申請前の変更

令和7・8年度名簿に登録後、業種入替の申請日までに登録内容に変更(変更申請の対象となっている事項)があった場合は、先に変更申請の手続が完了しないと業種入替の申請ができません。変更申請の手続を終えてから申請してください。

変更申請は<u>競争入札参加資格申請受付システム</u>で行うことができます。変更申請の手続は 2週間程度かかりますので、受付期間に間に合うよう御注意ください。 手続方法は、入札審査課のホームページで確認してください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-system.html

(1) その他注意事項

- ア 申請の内容に虚偽があったときは、各自治体の規程等に基づき登録が抹消される ことがあります。
- イ 申請書類提出後に、共同受付窓口や自治体から問合せ等をする場合がありますので、 控えを保管してください。
- ウ 申請書類に不備・不足等があった場合は、追加で不備・不足書類等の提出を求める場合があります。一定期間内に提出されない場合、申請を受理できないこともありますので、御注意ください。
- エ 申請書類提出後は、申請希望自治体や入替業種の追加又は変更はできません。
- オ 書類作成等に関する対面相談は行いません。

4 入札参加資格審査の審査基準日について

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を指します。 総合評定値通知書が複数ある場合は、直近のものの審査基準日を指します。

- ※ 総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。
 - 要件を満たす通知書の写しを提出できない場合、申請できません。
 - ・ 申請日現在、直近年度の通知書が既に発行されている場合、前年度の通知書 は使用できません。

埼玉県知事許可の経営事項審査に関する問合せ先

埼玉県県土整備部建設管理課 審査・指導監督担当 電話:048-830-5171

5 審査結果について

令和7年9月1日(月)から<u>競争入札参加資格申請受付システム</u>で申請自治体の「審査結果 通知書」が確認できます。

審査結果の確認方法は、第5章を参照してください。なお、審査結果通知書の郵送は行いません。

6 電子証明書について

今回の申請に、電子証明書は必要ありません。

ただし、電子入札システムで入札案件に参加する場合は必要となりますので、詳しくは<u>入札</u> 審査課のホームページを確認してください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/dounyu.html

【電子入札を始めるための準備に関する問合せ先】

埼玉県電子入札ヘルプデスク 電話:048-830-2263 (直通)

受付時間(平日):8:30~17:00

第4章 書類の提出方法について

1 書類を準備する

「別冊1チェックリスト」「別冊2添付書類一覧」を確認の上、書類をそろえてください。

様式は、入札審査課のホームページに掲載しています。

必ず最新の様式を使用してください(様式が変更される場合があります。)。

スキャニングは鮮明にしてください。ファイルが不鮮明な場合は、添付のやり直しを依頼することがあります。

【重要】書類には名前を付けて送信してください。

- ・書類には、業者 ID (10 ケタ) を付けてください。
- ・ファイル形式(拡張子)は残したままにしてください。(例: .pdf 、 .xlsx)
- ・業者 ID と書類名の間にスペースは不要です。
- ・種類ごとにまとめて添付してください。

(例: 資格情報を証明する書類が複数ある場合、07 資格【業者 ID】のPDFを1つ作り、中身を複数ページとしてください。07 資格【業者 ID】1、07 資格【業者 ID】2 のように同じ種類の添付書類を2つに分割しないでください。)

入力例		ファイル形式
圓 01 一覧【業者 ID】	共通書類チェックリスト	
圓 02A【業者 ID】	申請地方公共団体申請書(様式A)	Excel
圓 03B【業者 ID】	建設工事請負個別情報 <業種入替用>(様式B)	(拡張子:xlsx)
圓 04C1【業者 ID】	建設工事請負個別情報(様式C1)	
◎ 05 経審【業者 ID】	経営事項審査の総合評定値通知書	PDF
	建設業許可通知書	(拡張子:pdf)
◎ 06 許可【業者 ID】	建設業許可申請書	又は
	営業所一覧表	画像ファイル
◎ 07 資格【業者 ID】	資格情報を証明する書類	(拡張子:jpg、
圓 08 証明【業者 ID】	官公需適格組合証明書	jpeg、png、
	経営事項審査の総合評定値通知書	gif、tiff、
[] 09 組合【業者 ID】	(組合と組合員のもの)	tif)
□ 10C2【業者 ID】	官公需適格組合資格審査数値計算表(様式C2)	Excel
= 1002 (X H 10)	日公開心には日民に田田以祀の子な(水以して)	(拡張子:xlsx)

2 事業者登録をする

事業者申請ポータルを開き、事業者登録を行います。

既に事業者申請ポータルで事業者登録が済んでいる方は再度登録する必要ありません。

行政書士が代理申請する場合、会社ごとではなく行政書士として事業者登録してください。

(1) 事業者申請ポータル(https://saitamapref.service-now.com/csm)にアクセスしてく



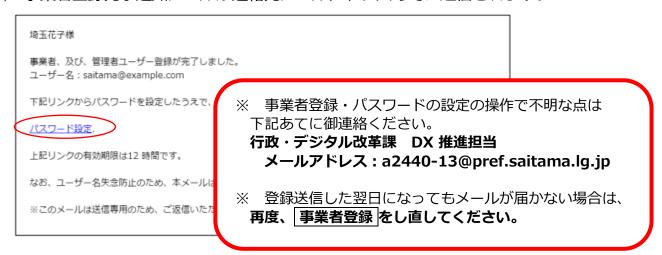
(2) 「事業者登録」をクリックし、事業者登録フォームを開き、必要項目を入力してください。

注) 事業所ごとの登録は不要です。 行政書士が代理申請する場合、事業者名は、「〇〇行政書士法人」、 「〇〇行政書士事務所」「行政書士〇〇」のように登録してください。 注)一つのメールアドレスにつき、 1事業者登録となります。 療法人を除く) 管理者情報 ② -なし 管理者とは、本システムにあ ント管理等を行う方 法人の場合は代表者本人以外を設定し 管理者情報は、申請事務を行う担当者情報を 事業者情報 ※本システムでは、すでに登録されているユ 入力してください。 ●事業者名 € 登録後、管理者情報に入力された連絡先メー 法人の場合;法人名 *ユーザー名 ② 個人事業主の場合:屋号もしくは代表者氏 個人の場合:個人の氏名 ルアドレスあてに、メールが届きます。 ユーザー名は、半角英数記号で6文字以上40文字以内で任意 使用可能な記号:!#\$&*+-=?^_{|}~.@ 事業者ポータルへのログイン時に使用しますので、メールアドレス<u>など宝れることのかい文字列をご指定下さい</u> 13桁の法人番号を半角数字で入力してくた メールアドレスの登録を間違えると、その ◆代表卷.姓 ❷ 後の手続ができません。 *連絡先メールアドレス ② -個人の場合は個人の姓を記載してください 埼玉県事業者ポータルではこのメールアドレスに対し、「saita 誤って間違ったメールアドレスを登録して 当該メールを受信できるよう事前に設定をお願いします。 しまった場合は再度事業者登録をし直して 【注意】医師の場合、個人ごとのメールアドレスで登録してく ください。メールアドレスの修正はできま せん。 *姓

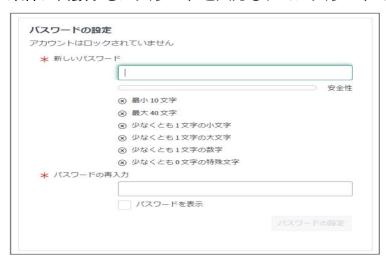
(3) 利用規約を確認の上、チェックボックスをチェックし、入力内容に誤りがないことを確認し、「登録」ボタンをクリックします。



(4) 事業者登録完了通知メールが連絡先メールアドレスあてに送信されます。



(5) メール中のパスワード設定リンクをクリックし、パスワード設定画面を開き、パスワード 条件に合致するパスワードを入力し、「パスワードの設定」を行います。



3 書類をアップロード・送信する

書類送信の締め切りは、令和7年7月11日(金)23:59です。 締め切りを過ぎた送信は受け付けられませんので、時間に余裕をもって送信してください。

- (1) <u>事業者申請ポータル(https://saitamapref.service-now.com/csm)</u>にアクセスしてく ださい。
- (2) 「競争入札参加資格申請」を選択し、ユーザ名、パスワードを入力し、ログインしてください。



ログイン

パスワードを忘れた場合

(3) 「【工事】新規・追加・抹消・権限変更等」を選択してください。



(4) 「申請種別」から「**業種入替**」を選択し、添付ファイルを追加し、「送信」ボタンを押してください。行政書士が代理申請する場合は、「行政書士記入欄」を記入してください。



- ●事業者申請ポータルでアップロードした書類の送信状況を確認する方法●
- 1 ログインした状態で、右上の「過去の申請」をクリックします。



【操作マニュアル】共通操作

(事業者登録/ログイン) ダウンロード







2 送信履歴が一覧で表示されるので、確認したい書類送信をクリックします。



3 送信した書類一覧が表示されます。送信した書類を確認する場合は、表示されるファイル名 をクリックします。また、詳細を確認する場合は「関連レコード」をクリックします。



4 3で関連レコードをクリックすると、詳細情報が確認できます。

【工事】新規・追加・抹消・権限変更等 添付書類提出フォーム



書類の事業者申請ポータルへの添付が難しい場合、メールでお送りください。 メールでの送付も難しい場合のみ、郵送としてください。

メールの場合は、下記宛先に提出書類を添付して送付してください。

【メール送付先】送付先: a5770-10@pref.saitama.lg.jp

件名は「業者ID(10ケタ)・業種入替申請書類」としてください。

郵送の場合は、チェックリストを一番上にし、すべての書類を共同受付窓口まで、信書 (簡易書留、レターパック等)で郵送してください。

建設工事請負個別情報<業種入替用>(様式B)と、建設工事請負個別情報(様式C1)は 表紙も提出してください。

【郵送送付先】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1埼玉県 総務部 入札審査課 共同受付窓口(工事)

(令和7・8年度工事 業種入替申請書類在中)

※ 受付最終日(7月11日)までの消印有効です。

受付最終日を過ぎた消印の押された書類での申請は、認められません。

受付最終日のポストへの投函や郵便局窓口への提出は、受付最終日の消印が押されない可能性がありますので、御注意ください。

窓口提出日の引受消印を押してもらう方法については郵便局のホームページを確認してください。 https://www.post.japanpost.jp/question/707.html

第5章 審査結果の確認方法について

1 最初に Microsoft Edge の設定をする

使用するパソコンのブラウザは、Microsoft Edge を利用してください。他のブラウザ (Google Chrome 等)は正常に動作しません。システムの利用の前に、Microsoft Edge の設定が必要です。次の $(1)\sim(3)$ の方法で設定してください。

(1) 埼玉県ホームページを開き、「<mark>電子入札総合案内</mark>」をクリックしてください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/



電子入札総合案内をクリック

(2) 「Microsoft Edge の設定」をクリックしてください。



⑶ 開いたページ「Microsoft Edgeの設定」に従い、必要なパソコンの設定をしてください。

パソコンの設定、操作やシステムに関する問合せ先 埼玉県電子入札ヘルプデスク 電話:048-830-2263(直通) 受付時間:(平日)8:30~17:00

2 システムにログインする

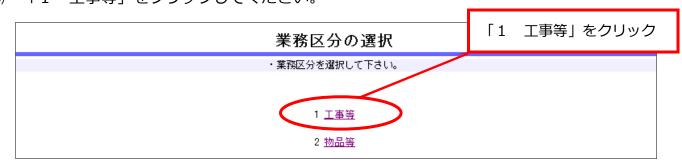
(1) 埼玉県ホームページを開き、「<mark>電子入札総合案内</mark>」をクリックしてください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/



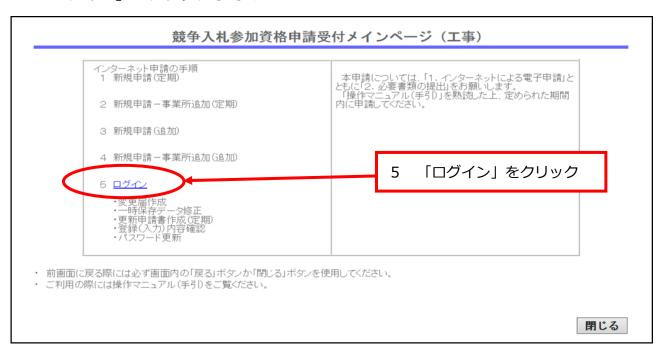
(2) 「競争入札参加資格申請受付システム」をクリックしてください。



(3) 「1 工事等」をクリックしてください。



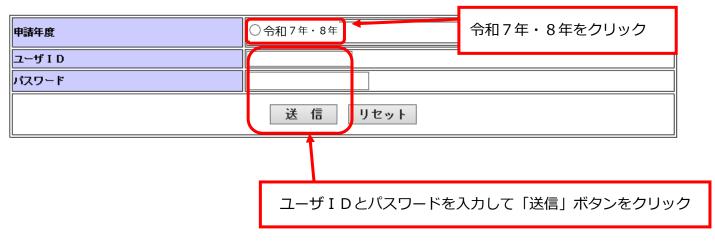
(4) 「5 ログイン」をクリックしてください。



(5) ユーザ I D とパスワードを入力して「送信」ボタンをクリックしてください。

ログイン

ユーザID及びパスワードを入力してから、送信ポタンを押してください。



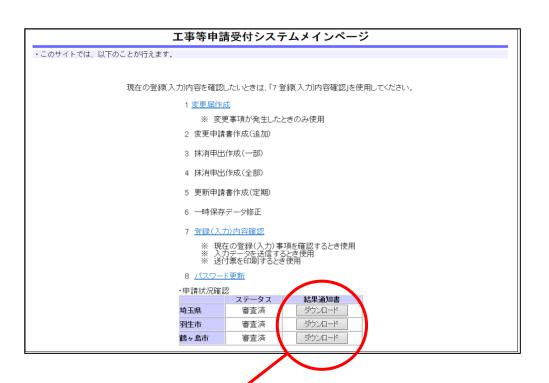
ユーザ I D … 業者 ID と同じで 1 0 桁の数字です。同じ会社で複数の事業所が

ある場合は、先頭7桁が共通で、下3桁が異なっています。

パスワード … 8桁の英数字です。

3 審査結果を確認する

名簿が有効になると、申請状況のステータスが「審査済」に変わり、申請自治体の審査 結果通知書がシステムに表示されます。



各自治体の審査結果通知書は、ダウンロードボタンをクリックして、確認できます。

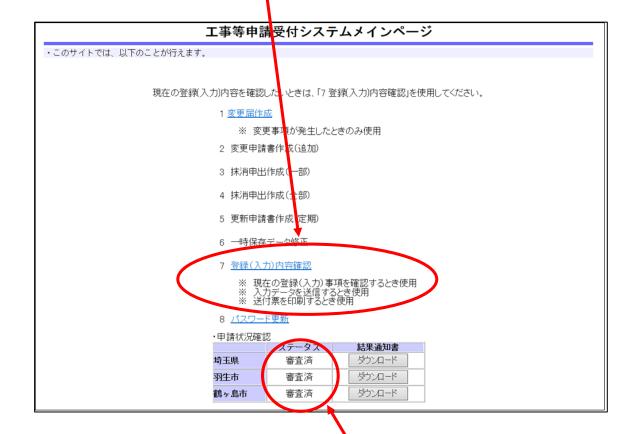


確認できるのは、令和7年9月1日からです。

	競争	人札参加	資格審	查結果通	自知書				
先	に申請のあった入札参加資格審査の	治果に~	ついて	は下記の	通りて	ごす。	5		
			記						
1	申請の区分:建設工事請負、設計	•調査•	測量、	土木施設	设維持	管理	!		
2	審査結果								
	建設工事:								
	申請業種	土木		建築	とび・	・土	X *****	*****	
	格付(資格審查数值)	A (***	k) B	(***)	C (***))		
	設計・調査・測量:								
	業務	測量		関連コン ·タント	地調	質査	補償コンサ ルタント	建設コンサ ルタント	その他
	入札参加資格の有無 (資格あり=〇)	0		0	_		0	_	0
	土木施設維持管理:								
	業務	道路	Š	河川			苑地	下水道	_
	入札参加資格の有無 (資格あり=○)	0		0			0	0	

また、申請内容の確認は、以下のとおり行います。

「登録(入力)内容確認」ボタンをクリックして、確認できます。



ステータスが「審査済」となった時点で、該当自治体の資格が有効となります。
※ステータスは「入力中」→「受付済」→「審査中」→「審査済」と推移します。
ステータスが「受付済」又は「審査中」の時点では、登録(入力)内容が確認できても参加資格は有効ではありません。

第6章 名簿登載後の注意事項について

1 変更申請(変更届)について

入札参加資格者名簿の登載後、登録事項(代表者、所在地等)に変更があったときは、速やかに変 更手続を行ってください。

手続方法は、入札審査課のホームページに掲載しています。内容を確認の上、手続を行ってください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請(工事等) https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html

2 登録されている事業所・業種の変更について

(1) 登録されている事業所を変更する場合

システムに登録されている事業所から、別の事業所へ登録を変更する場合は「事業所間の契約権限 の変更」に該当します。

「事業所間の契約権限の変更」については、共同受付窓口へ相談してください。

	令和7・8年度名簿(申請日現在)	申請の内容
例	A支店で建設工事の「土木工事業」、「建築	「土木工事業」をB支店へ変更する
	工事業」を登録している	

※ 契約権限を変更する場合は、入札審査課のホームページで確認してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-syomen.html

(2) 登録されている業種を変更する場合

建設工事について、令和7・8年度名簿の有効期間内に、一度資格審査を受けた業種を他の業種に変更することは、登録業種の入替に該当します。

※ 「業種入替」については、入札審査課のホームページで確認してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/gyousyu-irekae/irekae-top.html

埼玉県に申請している場合

1 届出事項について

次に掲げる事項に該当するときは、入札審査課審査担当へ確認の上、速やかに届出てください。

- (1) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
- (2) 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者(特別の理由のある者を除く。)となったとき
- (4) 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき
- (5) 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき
- (6) 会社更生法の申立てを行ったとき、手続開始の決定があったとき及び計画認可がなされたとき
- (7) 民事再生法の申立てを行ったとき、手続開始の決定があったとき及び計画認可がなされたとき
- (8) 役員、使用人等が法令に違反するなど不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。また監督行政庁から行政処分を受けたとき
- (9) 独占禁止法の規定による告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき
- (10) 埼玉県内で工事事故等を起こしたとき

2 参加資格の再審査について

相続、合併、分割又は事業譲渡により、入札参加資格者から当該営業の一切を承継し、競争入札参加資格を承継しようとするときは、再審査の申請をしてください。

会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、再審査の申請をしてください。

なお、再審査の申請に当たっては、事前に入札審査課審査担当に相談してください。

3 参加資格の抹消について

- (1) 次の事項に該当するときは、その者を入札参加資格者名簿から抹消します。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者、埼玉県財務規則第91条の規定 及び同規則第102条で準用する同規則第91条の規定により、県の競争入札に参加させないこ ととされた者となったとき
 - イ 談合や独占禁止法違反行為により、逮捕又は起訴、若しくは公正取引委員会から告発、排除措 置命令又は課徴金納付命令を受けた場合等で、極めて悪質であると知事が認めたとき
 - ウ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員 を言う。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合で あって、知事が不適格である者と認めたとき
 - エ 金融機関から取引を停止されたとき
 - オ 事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき

- (2) 次の事項に該当するときは、当該業種・業務について入札参加資格者名簿から抹消します。
 - ア 「建設工事」にあっては、入札参加資格名簿に登録されている業種についての許可を受けていない者となってから90日を経過したとき
 - イ 「設計・調査・測量」の測量業務にあっては、測量業者登録を受けていない者となってから 90日を経過したとき
 - ウ 建築関連コンサルタント業務にあっては、建築士事務所登録を受けていないものとなってから 90日を経過したとき
 - エ 入札参加資格名簿に登録されている業種・業務についての営業を廃止したとき
 - オ 入札参加資格名簿に抹消について申出があったとき
- (3) 次の事項に該当するときは、入札参加資格名簿から抹消する場合があります。

ア 資格審査申請等の内容に虚偽があったとき

イ 営業停止命令、営業の休止及び再開、官公需適格組合としての証明書を受けられない者となった場合等、変更届を必要とする事項について届出を怠ったとき

〇 『建設工事』業種コード

	業	Ŧ	重		受	注	希	望	工事	5.	類																	
業種大コード	業	種 名	Æ	略 称	業種小	エ	事	分	類 名	í	略称	エ	事		の	内		容		エ	事		の		例	示		
01	土木	工事業	É	土木	01	=	上木	_	式 工 🗓	事	土 一	総合的	な企画、指	á導、調	をのもとに	二道路、河	川、7	k路、そ	道路工事、	河川工事、	治水工事、	土地区画整理	工事、土	地造成工	事、樋管工	事、公道下等の		
0.1					0.1							の他の	土木工作	物を建設	する工事	≨ (02~1	2の特	殊工事	上下水道管	管等埋設工	事、総合的な	企画、指導、	調整のもと	とに行う角	¥体工事			
												は除く))															
												注)・盛	土工事、排	国削工事	等は、と	び・土工コ	[事業	の土工事	(05-05)									
												・ガ	ードレール	、標識等	の道路	付属物設	置工	事は、とび・	土工工事業の	の道路付属物	物設置工事((05-09)						
												·上	水道施設	工事で土	木工作物	勿、建築物	勿、機	戒設備、電	気設備等の約	総合施設を発	建設する工事	事は、水道施設	ひて事業の)取水施	設工事(26-	-01)、浄水施		
												設	工事(26-	-02)又(は配水施	設工事(26-	03)										
												· 下	水道建設	工事で土	木工作物	勿、建築物	勿、機	戒設備、電	気設備等の約	総合施設を発	建設する工事	事は、水道施設	ひて事業の)下水処	理設備工事((26-04)		
												·清	掃施設工	事で土木	工作物、	建築物、	機械	设備、電気	(設備等の総合	合施設の工	事は、清掃施	・設工事業の	ごみ処理が	施設工事	(28−01) 又	はし尿処理施		
												設	工事(28-	-02)														
					02	片	農業	土	木工	事	農業	総合的	な企画、指	4 導、調整	をのもとに	こ行う農業	土木	工事	ほ場整備コ	L事、農道工	事、農業用	水道工事、か	んがい用	排水施設	七事			
					03	3	コン	ク	у — I	١	コンクリ	総合的	な企画、指	á導、調 數	をのもとに	こ行う橋梁	上部	I.(PC	コンクリート	・ラーメン橋	L事、コンクリ	リートT桁橋工	事、コンク	リートホロ	ュースラブ橋	L事、ボックスカ		
						1	構造	告 物	工事	#		橋梁工	事等は除く	()、橋梁	下部工(ニューマ	チック	ケーソ	ルバートエ	事(空断面)	が10㎡以上の	のもの)、橋台	工事、橋	脚工事、	オープンケー	-ソン工事、擁壁		
												ン工事	は除く)、握	権壁、その	他主体	がコンクリ	リート桿	背造物	工事(高さ	が5m以上の)もの)、砂防	ダム工事(高	さが5m~	15mのも	の)、コンクリ	ート水門工事、		
												であるこ	工事						沈砂池躯体	本工事、沈殿	设池躯体工事	エ 、コンクリート	プールエ	事、連続	地中壁工法	、圧入式ケーソン		
																			工法									
												注)・コ	ンクリートく	い打ちエ	事は、と	び・土工	工事差	きのくいエ:	事(05-03)	又は場所打	ちぐい工事(05-04)						
												•=:	ンクリート打	[設工事、	コンクリ	ート圧送	工事、	コンクリー	トブロック据付	け工事等は	、とび・土工	工事業のコン	クリートエ	事(05-	06)			
												•==:	ンクリート程	もみ(張り)	工事は、	石工事業	もの石	工事(06-	-01)又はタイ	(ル・れんが・	ブロック工事	業のタイル・オ	ぃんが・ブロ	ロック工事	 ≸(10−01)			
					04	J	t п	径	管 工 🖫	事	大口径	総合的	な企画、指	音導、調整	をのもとに	こ行う上オ	道、	水道	上水道幹線	泉工事、下オ	〈道幹線工事	.						
												等の大	口径管埋	設工事(口	1径がお	おむね1	m以上	:のもの)										
					05	#	也す	ベ	り防」	IL.	地すべ	総合的	な企画、指	á導、調 整	をのもとに	こ行う地す	べりほ	5止対	地すべり抑	制工事、地	すべり抑止コ	L事						
							対	策	工 事	:		策工事																
					06	省	学 渠	推	進工	事	推進	総合的	な企画、指	≨導、調整	をのもとに	こ行う管渠	推進	工事	管渠推進コ	工事								
					07	1	・ン	ネノ	νI	事	トンネル	総合的	な企画、指	音導、調整	をのもとに	こ行うトン	ネル本	体工事	トンネル本・	体工事								
					08	=		- 4	・チッ	ク	NMC	総合的	な企画、指	音導、調整	をのもとに	こ行うニュ	ーマラ	ーック	ニューマチ	ーックケーソン	∕工事							
						5	ケー	ソ	ン エ 等	事		ケーソ	ン工事															
					09	3	· -	ル	ドエミ	事	シールド	総合的	な企画、指	音導、調整	をのもとに	こ行うシー	ルドコ	事	シールドエ	:事								
					10	F	P C	橋	梨 工 專	事	PC橋	総合的	な企画、指	音導、調整	隆のもとに	こ行うPC	喬梁工	事等	PC橋梁工	事、PCロック	クシェード橋	梁工事						
					11		ダ	A	工 事		ダム	総合的	な企画、指	音導、調整	隆のもとに	こ行うダム	本体	[事	コンクリート	ダム工事、	フィルダムエ	事、砂防ダム	工事(高さ	が15ml	以上のもの)、	貯水池ダム工事		
					12	*	柒 林	土	木工	事	森林	総合的	な企画、指	音導、調整	をのもとに	こ行う森林	土木	工事	治山工事、	林道工事								
02	建築	工事業	É	建築	01	延	車 築	_	式工	事	建一	総合的	な企画、指	á導、調 整	をのもとに	2建築物	と建設	するエ	鉄骨鉄筋=	コンクリート造	建築物工事	4、鉄骨造建築	5物工事、	鉄筋コン	クリート造建	築物工事(面積		
												事(02~	~05の特殊	朱工事は	除く)				が100㎡以	以上のもの)、	総合的な企	画、指導、調	整のもとに	行う解体	工事			
												注)・上	:水道施設:	工事で土	:木工作	物、建築物	勿、機	械設備、電	直気設備等の	総合施設を	建設する工事	事は、水道施調	设工事業の	の取水施	設工事(26-	-01)、浄水施		
												設	工事(26-	-02)又(は配水施	設工事(26-	03)										
												·下	水道施設	工事で土	木工作物	勿、建築物	勿、機	戒設備、電	気設備等の約	総合施設を発	建設する工事	事は、水道施設	ひと 事業の)下水処	理設備工事((26-04)		
												·清	掃施設工	事で土木	工作物、	建築物、	機械	投備、電気	は設備等の総合	合施設の工	事は、清掃施	・設工事業の	ごみ処理が	施設工事	(28−01) 又	はし尿処理施		
												設	(工事(28-	-02)														
					02		木	造	工 事	:	木 造	総合的	な企画、指	首導、調 整	をのもとに	こ行う木造	建築	物工事	木造建築物	物工事								
					03	単	至量	鉄	骨工	事	軽 鉄	総合的	な企画、指	á導、調 整	をのもとに	こ行う軽量	鉄骨	造建築	軽量鉄骨道	造建築物工	事、鉄筋コン	クリート造建築	英物工事(面積が10	0 m²未満のも	の)		
						l						物工事	:					骨造建築 軽量鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡未満のもの)										

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。 注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

〇 『建設工事』業種コード

	業	;	種		受	注希	望	エ 事	分 類														
業種大 コード	業	種 名	E	路 称	業種小 コード	工事	分	類 名	略称	エ	事	σ.	D	内	7	容	I	-	事	Ø		例	示
					04	プレ	ハ:	ブエ事	プレハブ	総合的な企	:画、指導	尊、調整の	りもとに彳	亍う鉄骨フ	レハブ	'造	鉄骨プレハブ造		事、軽量鉄骨	プレハブ造建築物	丁事		
										建築物工事	Ę.												
					05	コン	ク	リート	コンプレ	総合的な企	:画、指導	尊、調整の	りもとに彳	亍うコンク!	ートプ	レ	コンクリートプレ	ハブ造建領	築物工事、プレ	キャストコンクリー	ト造建	築物工事	
						プレ	ハ:	ブエ事		ハブ造建築	物工事												
03	大工	工事	業	大工	01	大	工	工 事	大 工	木材の加工	又は取	付けにより	り工作物	を築造し	又は	工作	大工工事、型村	华工事、造作	乍工事				
										物に木製設	備を取り	り付けるエ	事										
04	左官	工事	業	左官	01	左	官	工 事	左官	工作物に壁	生、モル	レタル、漆	 くい、フ	『ラスター、	繊維等	争を	左官工事、モル	タル工事、	モルタル防水	工事、吹付け工事	事(建築	物)、とぎ出し	工事、洗い出し
										こて塗り、吹	付け、フ	又は張付け	けを行う	工事			工事						
05	とび・土	:工工事	業	とび	01	鉄骨等	組立	架設工事	組 立	足場の組立							L			て工事、橋梁架設			
										注)鉄骨の	製作、加	1工から組	立てまて	でを一貫し	て行う	工事は	、鋼構造物工事の)鉄骨工事	(11-01)、錚	橋梁工事(11-0)2)、鉄	塔工事(11-	03)等
					02			工 事	ひき	ひき家等を							ひき工事						
					03	<	γ·	工 事	< \(\cdot \	既製くい等				ニット、プレ	ボーリン	ング		コンクリート	くい打ち工事	、鋼管くい打ち工	事、鋼タ	天板打ち工事.	矢板土囲工事、
										又は中掘工							くい抜き工事						
					04	場所打	打ちく	ぐい工事	場所打	アースオー				シングエ	去等で	、コ	場所打ちコンク	リートくいコ	二事				
					0.5					ンクリートくし					_		t — to to to				CH. 1 -		
					05	土	I	事	土	土砂等の掘	:削、盛_	上け、締め	り固め等	を行り工	5 -					.事、盛土工事、土		.事、仮締切り	上事、搭石工事、
					0.0							1 Im 5 / I .				_				後で施工できる程度			
					06	コンク	<i>,</i> , , –	- ト 工 事	コンクリ	コンクリート			け、又は	コンクリー	トルこより)				コンクリート圧送コ	_事、フ	レストレストコ	ノクリート上事、コ
										工作物を築			7-b. =n	7	1	fro. L	ンクリートブロッ				± (01	10) 6/5	
																	:木工事業のコンク -01) 又はタイル・						\
					0.7	Lik du	⊐kr	o	Tile With						カー	争(06							
					07 08			良工事工事	地盤吹付	薬液注入等 法面処理等					(+)+z	T#				ポイント工事、ボー トンネル防水工事		ソソト工争、月	正 9 ヘリ的正工争
					00	*A 1	1 ()	上 尹	5/ 1V								左官工事(04-01				B*		
					09	送 败 付	尾肠	設置工事	■ 道付属	ガードレー						ド未りた	ガードレール設						
					10			工事	外構	建築物、公				又臣 テジュ	· *		外構工事、ネッ			的日至工事			
					99			工事	その他	その他のと				(基礎的	進備的	内丁	重量物の揚重						
					33		- 10	7	C -> 12	事)	0 11		1 7	(agreer)		7	並並12.12.12.12	TWHOE'T					
06	石工	. 事 #	紫	石	01	石	I.	事	石	石材(石材)	に類似σ	りコンクリー	ートブロ	ック及び搦	石を含	(1 f f	石積み(張り)コ	事、コンク	リートブロック和	 青み(張り)工事(発	車築物F	内外装、法面外	L理、擁壁)、石材
										の加工又は							加工工事						
										材を取り付け	ける工事	F											
										注)・コンク!	ノートブロ	コック据付	け工事に	は、とび・:	:II:	事業の	コンクリート工事((05-06)					
										・コンクリ	ートブロ	コックにより	建築物	を建設す	5工事	は、タイ	イル・れんが・ブロッ	クエ事業の)タイル・れんか	バ・ブロック工事(1	0-01)	
07	屋 根	工事	業	屋 根	01	屋	根	工 事	屋 根	瓦、スレート	、金属海	専板等に 』	より屋根	をふく工事	į.		瓦屋根ふき工具	事、スレート	屋根ふき工事	、金属薄板屋根を	き工事	F、屋根断熱I	事
08	電気	工事	業	電気	01	総合電	1 気 i	段 備 工 事	総合	発電設備(非	非常用子	·備発電部	ひ備を含	む)、変電	設備、	電	総合電気設備	工事					
										気設備等の	電気工	作物を総	合的に	建設する	事								
										注)電気設(備のほか	1、管、電	気通信詞	设備、消防	施設等	等の機材	械器具を複合的に	設置する	L事は、機械&		プラン	·設置工事(20)-02)
					02	● 発電変	を電き	受備 工事	発電	発電設備(非常用于	予備発電詞	設備を含	きむ)、変質	設備	を設	発電設備工事、	変電設備	工事				
										置する工事	:												
					03	送 配	電 設	備工事	送 電	送配電設備	を設置	する工事					送配電線工事、	,引込線工	事、電車線工	事			

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。 注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

	業	種		受	注	希	望	エ	事	分 類															
業種大	業種	名	略称	業種小コード	I	事	分	類	名	略称	エ	事	Ø)	内	容		I	Ε	事		の	例		示
				-		電気	、設	備工	: 事	電気	電気設備(非常用電	電気設備を	(含む)、	照明設備	等を設置	£	構内電気設備	工事、照	明設備工事、	ネオン装	置工事、流量	計設置工事		
											する工事														
				05		信号	} 設	備工	事	信号	交通信号記	殳備等を	設置するコ	L事				交通信号設備	工事						
				06		上了	水	道施	i 設	水 道	上下水道加	施設の電	気設備を討	設置する	工事			上水道施設電	気設備コ	[事、下水道]	施設電気設	と備工事			
						電気	. 設	備工	事		注)・上水道	首施設工	事で土木	工作物、	建築物、	機械設備	前、電気	気設備等の総合	施設を発	建設する工事	は、水道施	設工事業の	取水施設工	事(26-0)1)、浄水施
											設工事	≸(26-0	02) 又は配	2水施設	工事(26-	-03)									
											•下水道	直施設工	事で土木	工作物、	建築物、村	幾械設備	、電気	気設備等の総合	施設を発	建設する工事(は、水道施	設工事業の	下水処理施詞	设工事(20	6-04)
				99		そ	の他	L	事	その他	その他の電	氢工事						電気防食工事							
09	管工	事 業	管	01		給 排	水部	党 備 🗆	工事	給排水	給排水設備	帯を設置	する工事					給排水·給湯設	设備工事	、衛生設備工	事、水洗便	更所設備工事	F		
				02	ì	令暖 原	房空調	問設 備	工事	空調	冷暖房、空	気調和の	のための設	は備を設	置する工具	#		冷暖房設備工	事、空気	調和設備工具	事、ダクトエ	事			
				03		浄	化相	工	事	浄化槽	浄化槽、合	併処理	浄化槽を説	2置する	工事			浄化槽工事、台	合併処理	浄化槽工事					
				04		ガス	管面	! 管 :	工事	ガス管	ガス管の配	管を設置	置する工事	-				ガス管配管工具	\$						
				99		そ	の他	L	事	その他	その他の管	下事						厨房設備工事	、冷凍冷	蔵設備工事、	、管内更生	工事			
10	タイル・れ		タイル	01				れん		タイル	れんが、コ							コンクリートブロ	ュック積み	(張り)工事(建築物の発	建設)、れんだ	ぶ積み(張り)	工事、タイ	アル張り工事、
	ブロックコ	工事業				ブロ	ュッ	ク エ	事		工作物にオ	īんが、=	コンクリート	ブロック	、タイル等	を取り付		築炉工事、スレ	ート張り	工事(外壁等	i)				
											け、又は張														
											·							ンクリート工事(
																		ンクリートブロック	- 27					-01)	
11	鋼構造物	工事業	鋼構造	01		鉄	骨	工	事	鉄 骨	形鋼、鋼板	等の鋼棒	材の加工、	組立て	こより鉄骨	を築造す	+	鉄骨工事、バッ	ックネット	加工組立てエ	[事、避難]	皆段設置工事	F		
											る工事														
											, ,							:工工事業の鉄帽			5-01)				
				02		鋼	橋 導	Ł I	事	鋼橋	形鋼、鋼板		材の加工、	組立てい	こより鋼橋	梁等を築	Ē	鋼橋梁工事、釺	岡ロックシ	/ェード工事					
											造する工事		Arm Lat. Nov. Andr.	1.000					- Aut 177 date	/w / du=n					
				- 00		nu.				Aut 144-								グ・土工工事業の	の鉄骨等	組立架設工具	事(05-01	L)			
				03		鉄	塔	工	事	鉄 塔	形鋼、鋼板	等の鋼板	材の加工、	組立てい	こより鉄塔	を築造す		鉄塔工事							
											る工事	T + 1n +	04-14-4-40 s	ナイフの	7.の工事	1.7 P		て古光の外具な	た ýロ カロ		01)				
				04		BB	=	I.	wher	門扉	形鋼、鋼板							工事業の鉄骨等 開門工事、水門							
				04		["]	非	Т.	尹	["] 月	形鋼、鋼板の門扉を築			和立して	こより闸门	、小门寺	2	闸门工争、小门	"] 上尹、	啊 殺 日 虭 圏 丄	_ 尹				
				05		7	1	/ T.	#	プール	形鋼、鋼板			知力で	ァトハーゲー	1. 去. 钟 进	t.	鋼製プールエ	東 フテ	ルフ制プー	a.T#				
				05		/	— /i		尹) —//	ル列、列位 する工事	(守り)調作	M W//IIII.	RH J. C	こより/ 一	ルを架坦	2	刺殺ノールエ ・	尹、ヘノ、	ノレへ殺ノー)	ルエ争				
				06		细制	<i>A</i> `.	/ クコ	r 車	タンク	形鋼、鋼板	空の細粒	kton tin T	細立ては	ァ トルタンノ	りた筑法	-	鋼製水槽工事	石油貯	藤田タンカ丁	車 ガス貯	:蔵田タンカコ	- a .		
				00		24°1 255	. / /		L 7F	///	する工事	、 イ ・シン別刊 /	N 02/14 1.	MIL II. CT	CA9/ 2 /	/ 乙米坦		州汉八日二十	, 'H 1ШX1	MX/ロノマ / ユ	・事、ルハ!!	/6人/11/マノコ	- - -		
				99		エ	の組	L	車	その他	その他の銀	構造物	丁重					屋外広告工事							
12	鉄筋工	事業	鉄筋	01	<u> </u>		_	I		鉄筋	棒鋼等の針		-	し、又は	組み立て	る工事		鉄筋加工組立		ガス圧接工事	1、溶接継	手工事、機械	式継手工事		
13	舗装工		舗装	01	1			工		舗装	道路等の地							アスファルト舗			1 111 0 111		,,		
	22	- //-	54.5	~ 1			_		-	545	砕石等によ				. , ~			, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		ни					
														鱼路付属	物設置工	事は、と	び・土	工工事業の道路	各付属物	設置工事(0	5-09)				
14	しゅんせつ	工事業	しゅん	01		しゅ	んせ	・っ -	L 事	しゅん	河川、港湾							しゅんせつ工事							
									-							しゅんせ		事は、とび・土工							
	1		1		1																				

	業種				受	注希	望	I	事	分	類								T 車						
業種大コード	業	種	名	略称	業種小コード	エ 粤	1 分	類	名	略	称	エ	事		の	内		容	エ		事	Ø		例	示
15	板鱼	全 工	事 業	板金	01	板	金	I.	事	板	金	金属薄板等	争を加工	こしてエイ	作物に取	り付け、こ	又は工作	乍物に	板金加工取付け	L事、建	築板金工事、カ	カラー鉄板貼付け	工事、ス	テンレス貼ん	けけ工事
												金属製等0)付属物	めを取り	付けるエ	事									
												注)板金屋	根工事	は、屋根	・ 大事業の	の屋根工	事(07	-01)							
16	ガラ	スエ	事 業	ガラス	01	ガ	ラ	ス	上事	ガ	ラス	工作物にた	ブラスをブ	加工して	取り付け	る工事			ガラス加工取付け	工事					
17	塗 装	表 工	事 業	塗 装	01	塗	装	I	事	塗	装	塗料、塗材	等を工	作物に	吹き付け	、又は塗り	り付ける	工事	塗装工事、溶射コ	[事、鋼村	構造物塗装工 Ξ	#			
					02	路	面標	平 示	工 事	路	面	塗料、塗材	等を加	熱又は	容着によ	り路面に	標示す	る工事	区画線工事						
					03	屋内	1 床 1	訂 標 🧦	京工 事	屋	内床	屋内にコー	トライン	を標示	する工事				コートライン標示	[事					
					99	そ	の	他	L 事	そ	の他	その他の鐘	装工事	F					布張り仕上工事						
18	防力	k I	事 業	防水	01	防	水	I.	事	防	水	アスファル	、モル	タル、シ	ーリング	材等によ	って建	築物	アスファルト防水	L事、モ	ルタル防水工事	事、シーリング工事	、塗膜隊	方水工事、注	入防水工事、シ
												の防水を行	fう工事						ート防水工事						
												注)法面処	理等の	ためのヨ	Eルタル	方水工事	は、とて	・・土工工	事業の吹付け工事	(05-08	3)				
19	内装	仕上コ	匚事業	内 装	01	内	装 仕	: 上	工 事	内	装	木材、石膏	ボード、	、壁紙等	を用いて	建築物の	の内装	土上	インテリア工事、ラ	き井仕上	工事、壁張りエ	事、内装間仕切り	り工事		
												げを行う工	事												
					02	床	仕	上 :	工 事		床	ビニール床	タイル、	、カーペ	シト、ウッ	ドカーペ	ット等を		床仕上工事						
												用いて建築	延物の床	そ仕上げ	を行う工	事									
					03	た	た	みこ	L 事	た	たみ	たたみを用	いて建	築物の	末仕上げ	を行う工	事		たたみ工事						
					04	S	す	まこ	L 事	Š	すま	ふすまを用	いて建	築物の	間仕切り	等を行うコ	工事		ふすま工事						
					99	そ	の	他	L 事	そ	の他	その他の内	装仕上	:工事					家具工事、防音コ	事					
20	機械	器具	設置	機械	01	運換	9 機 暑	景設 †	置工事	運	搬	運搬機器0	2組立て	て、取付に	けを行う	[事			昇降機設置工事	エスカレ	/ 一タ設置工事	、自動搬送機設制	置工事		
	エ	事	業		02	プラ	テント	設備	計工 事	プ	ラント	電気設備、	管、電	気通信詞	设備、消	方施設等	のプラ	ント設	プラント設備工事						
												備を複合的	た設置	量するエ	事(03を	除く)									
												注)•上水道	道施設コ	L事で土	:木工作特	勿、建築物	物、機材	战設備、電	重気設備等の総合施	設を建設	ひする工事は、:	水道施設工事業の	の取水施	設工事(26	-01)、浄水施
												設工事	≸(26-	-02)又(は配水施	設工事(26-0	3)							
												•下水道	1施設工	事で土	木工作物	7、建築物	勿、機械	設備、電	意気設備等の総合施	設を建設	とする工事は、フ	水道施設工事業の	り下水処	理設備工事	(26-04)
												•清掃施	6設工事	すで土木	工作物、	建築物、	機械設	備、電気	(設備等の総合施設	の工事に	は、清掃施設工	事業のごみ処理が	施設工事	(28-01)又(はし尿処理施設
												工事(28-02	2)											
					03	水	処 理	設備	工事	水	処理	上水道施設	5、下水	道施設	等の水処	理機械記	設備を複	复合	水処理機械設備	工事、沈	砂池機械設備	工事、凝集池機械	战設備工	事、沈殿池	機械設備工事、
												的に設置す	トる工事	F					濾過池機械設備	工事					
												注)•上水道	道施設コ	E事で土	:木工作特	勿、建築物	物、機械	战設備、電	直気設備等の総合施	設を建設	ひする工事は、:	水道施設工事業の	の取水施	設工事(26	-01)、浄水施
												設工事	≸(26-	-02)又(は配水施	設工事(26-0	3)							
												•下水道	1施設工	事で土	木工作物	7、建築物	勿、機械	設備、電	直気設備等の総合施	設を建設	とする工事は、フ	水道施設工事業の	つ下水処	理設備工事	(26-04)
												・し尿処	理施設	工事で	土木工作	物、建築	5物、機	械設備、	電気設備等の総合	を設の工	事は、清掃施	設工事業のし尿処	1理施設	工事(28-6	02)
					04	汚沥	見脱力	k 設 (備 工 事	脱	水	汚泥脱水月	月機械器	景人を設	置するエ	事			汚泥脱水機械設	備工事					
					05	汚沥	見焼 ±	1) 設(備 工 事	焼	却	汚泥焼却月	月機械器	景東を設	:置するエ	.事			汚泥焼却炉設備						
					06	給 排	気 機	器設	置工事	給	排気	トンネル、坩	也下道等	等の給排	気用機材	成器具を	設置す	る工事	換気設備工事、這	É風機械	設置工事				
												注)建築物	の中に	設置され	いる通常の	り空調機	器の設	置工事は	は、管工事業の冷暖原	房空調設	備工事(09-0	02)			
					07	揚排	水機	器設	置工事	揚	排水	揚排水機器	器設備を	設置す	る工事				揚水機設置工事	排水機	設置工事				
					08	ダム	、用個	泛 設 位	崩工 事	ダ	ム仮	ダム用仮設	は備を設	置する	工事				ダム用仮設備工業	\$					
					99	そ	の	他	L 事	そ	の他	その他の機	綾械器 具	設置工	.事				内燃力発電設備	工事、集	塵機器設置工	事、遊技施設設置	置工事、	舞台装置設	置工事、サイロ設
																			置工事、立体駐車	基場設備	工事、固定クレ	一ン設置工事、ラ	ラバーダ、	ム設置工事	

	業種		受	注:	注希望工事分			分 類										
業種大コード	業 種 名	略称	業種小 コード	エ	事	分類	名	略称	エ 事	Ø	内	容	エ	事	σ)	例	示
21	熱絶縁工事業	熱絶縁	01	冷	暖房	熱 絶;	縁 工 事	冷暖房	冷暖房設備等に付	帯する配管、ダク	ト等の工作	勿を熱絶	冷暖房設備熱絶縁工事	事、冷凍冷蔵	設備熱絶縁工事	\$		
									縁する工事									
			02	動	力設備	前熱 絶	縁工事	動力	動力設備に付帯す	る配管、ダクト等の	の工作物を熱	ぬ絶縁す	動力設備熱絶縁工事					
									る工事									
			99	そ	0	他 :	工事	その他	その他の熱絶縁工	事			燃料工業設備熱絶縁	L事、化学工	業設備熱絶縁	工事		
22	電気通信工事業	通信	01	● 有	線電	気 通	信工事	有 線	有線電気通信設備	を設置する工事			電気通信線路設備工具	事、電気通信	機械設置工事、	電話設備設	置工事、有線	放送機械設置工
													事					
			02	無	線電	気 通	信工事	無線	無線電気通信設備	を設置する工事			無線放送機械設置工具	事、空中線設位	備工事			
			03	● デ・	ータ通	信設	備工事	データ	データ通信設備を記	設置する工事			データ通信設備工事					
			04	情	報制	御設	備工事	情 報	情報制御設備を設	置する工事			情報制御設備工事、電	i子計算機設	置工事			
			99	7	0	他 :	工事	その他	その他の電気通信	工事			TV電波障害防除設備	工事、共同ア	ンテナ設置工	事		
23	造園工事業	造園	01	Į.	庭屋	I	事	庭園	整地、樹木の植栽、	景石の据え付け	等により庭園	間等を築	植栽工事、地被工事、	景石工事、地	ごしらえ工事、	水景工事		
									造する工事									
			02	公	園	设備	工事	公 園	整地、樹木の植栽、	, 花壇、噴水、その	の他の修景が	施設、休	公園設備工事、園路工	事				
									憩所その他の休養		便益施設等	の設置						
									により公園を築造す									
			03		広 場	•		広 場	整地、樹木の植栽等		也等を築造っ	ける工事	修景広場工事、芝生広	、場工事、運動	协広場工事			
			99				工事	その他	その他の造園工事									
24	さく井工事業	さく井	01				工 事	さく井	さく井機械等を用い				さく井工事、観測井工		事、温泉掘削工	[事、井戸築]	造工事、さく孔	工事
			02				工事	揚水	さく孔、さく井工事に		を設置する	工事	揚水設備工事、ポンプ					
	-1 1		99				工事	その他	その他のさく井工事				石油掘削工事、天然力	ズ掘削工事				
25	建具工事業	建具	01				工 事	サッシ	サッシを取り付ける				サッシ取付け工事					
			02				・ルエ事	<u> </u>	金属製カーテンウォ		5工事		金属製カーテンウォー	ル取付け工事	ļ.			
			03				工事	シャッタ	シャッターを取り付い				シャッター取付け工事					
			04				- 工事	ドアー	自動ドアーを取り付				自動ドアー取付け工事		E-/1-1	la la menete		
0.0	1. * + =	- 1. **	99				工事	その他	その他の建具工事		· 600 A 461-7	ケンチ・ユーマ	金属製建具取付け工事	事、不製運具」	取付け上事、ふ	すま工事		
26	水道施設工事業	水 坦	01	AX.	. 水)	池 設	工事	取 水	上水道、工業用水流	旦寺の取水施設を	ど総合的に多	を直する	取水施設工事					
			02	3/2		ul⊷ ≕n.		No1.	工事	** ** as its 1. +6==0.0	· 600 A 461-7	ケンチ・ユーマ	※4.投票工事					
			02	淨	水)	池 設	工事	浄 水	上水道、工業用水流	旦寺の伊水施設を	ど総合的に多	を直する	浄水施設工事					
									工事	とか 理様量型備え	- 海へ的に到	景才ス丁ョ	↓ 事は、機械器具設置工事	学の水 知 理型	·借工車(90-0	19)		
			03	163	1 -ale 1	站 迎	工事	配水	上水道、工業用水流				武水	木ツハハだ・生取	, m, 上, f (20 — (JU)		
			0.5	BC	, /N)	池 以	⊥ ≯	日上八	工事工	ロサッル小心収	こかい ロロンバータ	とは1の	山小旭以上ず					
										水道管畑設丁車	け 十木丁?	11型の十十						
													木工事(01-02)					
									,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				木工事(01 02)配水小管を設置する工事	(パ 管丁重型	生の給排水設備	丁重(09-0	1)	
		1						1	- 水圧・この他の)	ルビリスマン万人・エピドリワン日	1.6 上ず及り	ノエ小旭の	出い小小旨で以回りの上手	「は、日上尹末	マンがコケントはて	エザ(05-0	1/	

	業	種		受	注	希	望	I	事	分	類																
業種大コード	業	種 名	略称	業種小コード	I	事	分	類	名	略	称	I		事		の	内		容		I	寻	₽	Ø		例	示
				04		下水:	処理	設備	工事	下	水	公共	下水道、	流域	下水道	の処理設	備を総合	的に築	造す	下水処理	里設備工事						
												る工事	ļ.														
												注)・:	公道下等	等の下	水道管	埋設工事	事は、土木	工事業	の土木	:一式工事(01-01)						
												• 1	いんがい	用排:	水施設	工事は、:	土木工事	業の農	業土木	工事(01-0	02)						
												• ±	見模の大	大小を	問わず	争化槽又	は合併処	理浄化	だ 槽によ	りし尿を処理	里する施設を建	設する工	事は、管工	事業の浄化槽	工事(0	9-03)	
													下水道施	値設の	水処理	機械設備	を複合的	に設置	きするエ	事は、機械	器具設置工事	業の水処	理設備工事	£(20-03)			
												j•	尿処理	施設	工事で:	土木工作	物、建築物	勿、機材	或設備、	電気設備等	等の総合施設の	の工事は、	清掃施設工	二事業のし尿処	1理施設	大事(28-0	2)
				99		そ(の他	I.	事	そ	の他	その作	也の水道	道施設	江事												
27	消防施	設工事業	消防	01		水 消	火 設	備 二	工事	水	消火	水に。	よる消火	に必ら	要な設備	帯を設置で	する工事			屋内消火	、 大 栓 設置 工事、	スプリンク	/ラー設置エ	事、水噴霧消	火設備	工事、屋外消	火栓設置工事、
																				動力消防	方ポンプ設置エ	事					
				02	• :	泡 消	火 設	備	工事	泡	消火	泡に。	はる消火	に必ら	要な設備	帯を設置で	する工事			泡消火部	设備工事						
				03		不	燃性	上 ガ	ス	カ	・ス	不燃	生ガス、	蒸発性	性液体に	こよる消火	くに必要な	設備を	設	不燃性力	ガス消火設備エ	[事、蒸発	性液体消火	(設備工事			
							: 設					置する	る工事														
					● ‡					_	末	粉末	こよる消	火に	必要な記	ひ備を設し	置する工事	F		粉末消火	 大設備工事						
				05	9 3						知	火災	警報に必	必要な	設備を	設置する	工事			火災報知	口設備工事、源	電火災警	「報器設置」	L事、非常警幸	投設備コ	事	
				06		避難	Ĺ設	備工	事	避	難	70007	設備を設								産難はしご設置						工事
																皆段を設置	置する工事	は、建	築工事	,,,	-式工事(02-	-01)又は	鋼構造物工	事業の鉄骨コ	事(11	-01)	
				07			設			_	煙	217.11	設備を設	м — /	w ,					排煙設備	開設置工事						
				99			の他			_	の他		也の消防														
28	清掃施	設工事業	清 掃	01			処理)				・み					設置する					里施設工事						
				02	Ţ	し尿り	処理力	施設	工事	L	尿					设置する				_L	施設工事						
												,		–							里する施設を建					09-03)	
															,. ,	火道の処	理設備を終	総合的	に築造	する工事は、	、水道施設工具	事業の下れ	火処理設備	工事(26-04	.)		
L			ļ	99	<u> </u>		の他			-	の他		也の清掃														
29	解体	工事業	解体	01		解	体	工	事	解	体		物の解体							工作物解							
												,									みを解体する			該当する。総合	合的な企	と画、指導、調	整のもとに
												土木	工作物や	や建築	き物を解	体するエ	事は、それ	ィぞれ	土木-	・式工事」や	「建築一式工具	事」に該当	する。				

別表2 業種入替第1回参加自治体問合せ先

第 1 回 参加	自治体	名	所 在 地	担 当 課 所 名	TEL&FAX
0	埼 玉	県	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	総務部 入札審査課 審査担当(工事)	048 (830) 5771 (直) 048 (830) 4914
×	さいたま	市	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	財政局 契約管理部 契約課契約管理係	048 (829) 1179 (直) 048 (829) 1986
×	川越	市	〒350-8601 川越市元町1-3-1	総務部 契約課	049(224)5632 (直) 049(223)1726
×	熊谷	市	〒360-8601 熊谷市宮町2-47-1	総務部 契約課 契約検査係	048 (524) 1111 048 (522) 8085
0	Ш 🗆	市	〒332-8601 川口市青木 2 - 1 - 1	理財部 契約課 工事契約係	048 (258) 1237 (直) 048 (258) 6161
×	行 田	市	〒361-8601 行田市本丸 2 — 5	総務部 契約検査課	048 (556) 1111 048 (554) 0199
×	秩 父	市	〒368-8686 秩父市熊木町8-15	財務部 契約課	0494(25)5216 (直) 0494(22)2534
×	所 沢	市	〒359-8501 所沢市並木1-1-1	総務部 契約課	04(2998)9058 (直) 04(2998)9056
×	飯 能	市	〒357-8501 飯能市双柳1-1	企画総務部 契約検査課	042 (973) 2480 (直) 042 (974) 6770
×	加須	市	〒347-8501 加須市三俣2-1-1	総合政策部 管理契約課	0480 (62) 1111 0480 (62) 5981
0	本 庄	市	〒367-8501 本庄市本庄3-5-3	企画財政部 財政課 契約検査係	0495(25)1165 (直) 0495(22)0602
0	東松山	市	〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58	政策財政部 契約検査課 契約グループ	0493(21)1445 (直) 0493(22)4031
0	春日部	市	〒344-8577 春日部市中央7-2-1	総務部 契約課 契約担当	048 (736) 1128 (直) 048 (734) 5516
×	狭 山	市	〒350-1380 狭山市入間川1-23-5	総務部 契約検査課 契約担当	04(2936)9887 (直) 04(2955)0599
×	羽 生	市	〒348-8601 羽生市東6-15	企画財務部 契約検査課 契約係	048 (561) 1121 048 (561) 6562
×	鴻 巣	市	〒365-8601 鴻巣市中央1-1	総務部 契約検査課	048 (541) 9255 (直) 048 (541) 9256
0	深谷	市	〒366-8501 深谷市仲町11-1	総務部 契約検査課 契約係	048 (574) 6634 (直) 048 (573) 8250
×	上 尾	市	〒362-8501 上尾市本町3-1-1	総務部 契約検査課 契約担当	048 (775) 5116 (直) 048 (775) 9819
×	草 加	市	〒340-8550 草加市高砂1-1-1	総務部 契約課	048 (922) 1129 (直) 048 (922) 3091
×	越谷	市	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	総務部 契約課	048 (963) 9131 (直) 048 (966) 6008
×	蕨	市	〒335-8501 蕨市中央5-14-15	総務部 財政課 契約係	048 (433) 7706 (直) 048 (432) 7992
0	戸田	市	〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1	総務部 管財入札課 入札担当	048 (291) 8246 (直) 048 (432) 8521
×	入 間	市	〒358-8511 入間市豊岡1-16-1	総務部 管財課 契約担当	04 (2964) 1111 04 (2964) 1014
×	朝霞	市	〒351-8501 朝霞市本町1-1-1	総務部 契約検査課 入札契約係	048 (463) 2488 (直) 048 (467) 0770

第1回 参加	自氵	台 体 名		所 在 地	担 当 課 所 名	TEL&FAX
×	志	木	市	〒353-8501 志木市中宗岡 1 — 1 — 1	総合行政部 行政管理課 文書統計・発注管財グループ	048 (473) 1112 (直) 048 (474) 4384
×	和	光	市	〒351-0192 和光市広沢 1 — 5	企画部 財政課 契約検査担当	048(424)9100 (直) 048(464)1234
×	新	座	市	〒352-8623 新座市野火止1-1-1	財政部 管財契約課 契約検査係	048 (477) 2281 (直) 048 (477) 1590
0	桶	JII	市	〒363-8501 桶川市泉1-3-28	総務部 契約管財課 契約・管財係	048 (788) 4912 (直) 048 (786) 9866
0	久	喜	市	〒346-8501 久喜市下早見85-3	総合政策部 財政課 契約係	0480 (22) 1111 0480 (22) 3319
0	北	本	市	〒364-8633 北本市本町1-111	政策推進部 財政課 契約・検査担当	048 (594) 5513 (直) 048 (592) 5997
×	八	潮	市	〒340-8588 八潮市中央1-2-1	総務部 契約検査課 契約担当	048 (996) 2348 (直) 048 (998) 0828
×	富士	- 見	市	〒354-8511 富士見市鶴馬1800-1	総務部 総務課 契約検査担当	049(252)7130 (直) 049(254)2000
×	Ξ	郷	市	〒341-8501 三郷市花和田648-1	総務部 契約課 契約係	048 (930) 7767 (直) 048 (953) 1169
0	蓮	田	市	〒349-0193 蓮田市黒浜2799-1	総合政策部 契約財政課 契約検査担当	048 (768) 3111 048 (765) 1700
×	坂	戸	市	〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1	総合政策部 財政課 契約検査係	049 (283) 1331 049 (283) 3903
×	幸	手	市	〒340-0192 幸手市東4-6-8	総務部 契約管財課 契約・検査・管財担当	0480 (43) 1111 0480 (43) 3783
×	鶴り	- 島	市	〒350-2292 鶴ヶ島市三ツ木16-1	総合政策部 財政課 契約担当	049 (271) 1111 049 (271) 1190
0	日	高	市	〒350-1292 日高市南平沢1020	総合政策部 管財課 契約検査担当	042 (989) 2111 042 (985) 4486
×	吉	JII	市	〒342-8501 吉川市きよみ野1-1	総務部 財政課 管財担当	048 (982) 5966 (直) 048 (981) 5392
0	ふじ	み野	市	〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1	総務部 契約・法務課 契約・検査係	049(262)9010 (直) 049(266)6245
×	白	岡	市	〒349-0292 白岡市千駄野432	経営企画部 財政課 工事検査室	0480(31)9053 (直) 0480(92)9096
0	伊	奈	町	〒362-8517 北足立郡伊奈町中央4-355	総務課 管財係	048 (721) 2111 048 (721) 2136
×	Ξ	芳	町	〒354-8555 入間郡三芳町藤久保1100-1	施設マネジメント課 管財契約担当	049 (258) 0019 049 (274) 1055
×	毛呂	Н	町	〒350-0493 入間郡毛呂山町中央2-1	管財課 管財係	049 (295) 2112 049 (295) 0771
×	滑	JII	町	〒355-8585 比企郡滑川町福田750-1	総務政策課 企画調整担当	0493(56)6910 (直) 0493(56)2448
×	嵐	Щ	町	〒355-0211 比企郡嵐山町杉山1030-1	総務課 財政契約担当	0493(62)2151 (直) 0493(62)5935
×	/]\	Ш	町	〒355-0392 比企郡小川町大塚 5 5	政策推進課 管財契約担当	0493 (72) 1221 0493 (74) 2920
0	Ш	島	町	〒350-0192 比企郡川島町下八ツ林870-1	政策推進課 管財・契約グループ	049(299)1752 (直) 049(297)6058
×	吉	見	町	〒355-0192 比企郡吉見町下細谷411	総合政策課 情報政策係	0493(54)1516 (直) 0493(54)5147

第1回 参加	自治体名	所 在 地	担 当 課 所 名	TEL&FAX
0	鳩 山 町	〒350-0392 比企郡鳩山町大豆戸184-16	政策財政課 財政・管財・入札担当	049(296)1212(直) 049(296)2594
×	ときがわ町	〒355-0395 比企郡ときがわ町玉川2490	政策財政課 財政担当	0493(65)0404 (直) 0493(65)3631
0	横 瀬 町	〒368-0072 秩父郡横瀬町横瀬4545	まち経営課 財政担当	0494(25)0112 (直) 0494(23)9349
0	皆 野 町	〒369-1492 秩父郡皆野町皆野1420-1	総務課 情報管財担当	0494(62)1231 (直) 0494(62)2791
×	長 瀞 町	〒369-1392 秩父郡長瀞町本野上1035-1	企画財政課 財政担当	0494 (66) 3111 0494 (66) 0894
×	小 鹿 野 町	〒368-0192 秩父郡小鹿野町小鹿野89	総合政策課 契約担当	0494 (75) 4196 0494 (75) 2819
0	東秩父村	〒355-0393 秩父郡東秩父村大字御堂634	総務課 入札担当	0493-82-1221 (直) 0493-82-1562
0	美 里 町	〒367-0194 児玉郡美里町木部323-1	総合政策課 財政係	0495(76)1114 (直) 0495(76)0909
0	神 川 町	〒367-0292 児玉郡神川町植竹909	総務課 庶務担当	0495(77)2114 (直) 0495(77)3915
0	上 里 町	〒369-0392 児玉郡上里町七本木5518	総務課 管財契約係	0495(35)1234 (直) 0495(33)2429
×	寄 居 町	〒369-1292 大里郡寄居町寄居1180-1	企画財政課 管財契約班	048 (581) 2121 048 (581) 5100
0	宮 代 町	〒345-8504 南埼玉郡宮代町笠原1-4-1	企画財政課 管財担当	0480 (34) 1111 0480 (34) 7820
×	杉 戸 町	〒345-8502 北葛飾郡杉戸町清地2-9-29	管財契約課 契約審査担当	0480 (33) 1111 0480 (33) 4550
×	松 伏 町	〒343-0192 北葛飾郡松伏町松伏2424	企画財政課 総合政策担当	048 (991) 1818 (直) 048 (991) 7681
×	越谷 · 松伏水道企業団	〒343-8505 越谷市越ヶ谷3-5-22	総務課 庶務担当	048 (971) 7903 (直) 048 (963) 0706
0	戸田ボートレース企業団	〒335-0024 戸田市戸田公園 8 - 2 2	総務部 総務課 管理担当	048(441)7713 (直) 048(441)7719
×	秩 父 広 域 市町 村 圏 組 合	〒368-0002 秩父市栃谷1477 秩父クリーンセンター内	事務局 財務課	0494(23)2489 (直) 0494(23)1236
×	児玉郡市広域 市町村圏組合	〒367-0024 本庄市東五十子151-1	総務課 企画財政係	0495 (27) 2241 0495 (27) 2242
0	埼 玉 西 部 消 防 組 合	〒359-1118 所沢市けやき台1-13-11	契約会計課 契約・検査グループ	04(2929)9136(直) 04(2929)9127

申請書提出前に確認してください

- 1 申請を希望する自治体・業種は共同受付の対象ですか。
 - ◎ 申請をすることができる自治体は、埼玉県電子入札共同システムに参加している68自治体のうち、25自治体です。
 - ◎ 申請できる業種は、自治体ごとに異なります。確認してください。
- 2 申請する業種に必要な許可や資格はありますか。
 - ◎ 必要な要件を満たしていない場合は、当該業種は申請できません。
 - (1) 申請する自治体に対して、5業種申請している
 - (2) 申請する事業所で、申請する自治体の入札参加資格を得ている
 - (3) 申請する事業所で、申請する業種の建設業許可を受けている
 - (4) 申請する業種の経営事項審査を受けている
 - (5) 「電気工事業」、「管工事業」、「電気通信工事業」及び「消防施設工事業」を申請する場合、一部の受注希望工事の申請に必要な資格等を得ている
- 3 申請書類は全てそろっていますか。期限切れの書類はありませんか。
 - ◎ 提出書類は全てそろっていますか。それぞれのチェックリストで確認してください。
 - ◎ 申請日時点で、有効な必要書類が全てそろっていない場合は、申請を受け付けません。
 - ※ 申請に必要な要件を満たしていない場合、書類に不備があった場合等は、申請 取下げとなります。
 - ※申請書を提出する前に、手引をよく確認してください。